



# 国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和2年9月14日(月)

国土交通省 関東地方整備局

企 画 部

## 記者発表資料

「東京湾へ流入する下水道」に関する基本方針の策定を始めます  
—東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会の開催—

東京湾は、2つ以上の都県にまたがる水域であることから、平成19年に合意された「東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針」(以下、「基本方針」)に沿って、水質環境基準の達成に向けた施策を実施しております。策定後13年を経過し、人口や気象等の変化に伴う見直しが必要になっております。

このため、令和2年度から令和4年度の3か年をかけ、現状の水質や気象に伴う東京湾の水質環境を予測し、新たな「基本方針」を策定する第1回の会議を開催します。※なお、今回は幹事会も同時に開催します。

## 記

- 1 日時 令和2年9月16日(水)15時～
- 2 場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮ホール2G  
(住所：埼玉県さいたま市大宮区4-333-13)

※報道機関の皆様へ

- ・会議の取材につきましては、別紙内容を確認の上、登録をお願いします。

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ・  
千葉県政記者会・都庁記者クラブ・神奈川県政記者クラブ

### 問い合わせ先

関東地方整備局 企画部広域計画課 課長補佐 おがわ ひろし  
小川 浩  
電話：048-601-3151 (代表) (内線：3216)

## 参考資料

### ○東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針とは？

環境基本法（平成5年11月法律第91号）第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた東京湾の水域では、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づき、東京湾流域別下水道整備総合計画（以下「計画」という。）を策定します。ただし、東京湾は2都県以上にまたがる水域であることから、各都県間における水質環境基準の達成に関する基本方針を策定することとなります。

### ○東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会とは？

基本方針を策定するにあたり、必要に応じて「基本方針策定のための委員会」を設置するものとされています。また、都県間での調整が困難な場合は国が調整を行うものとなっていることから、調整をスムーズにするため、関東地方整備局が委員会を開催しています。

### ○現行の東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針について

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/shihon00000122.html>

（関東地方整備局 HP より）

別紙

○東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会の公開にあたってのお願い

報道機関は、9月15日（火）15時までに、以下に必要事項を記載の上、FAXにて送付してください。

また、傍聴される場合におかれましては、委員会の支障とならないよう係員の注意事項に従っていただきますようお願い致します。

※1. 受付開始は14時30分からとなります。

※2. 駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

○報道機関申込

・第1回東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会・幹事会

・開催日：令和2年9月16日(水) 15時～17時（予定）

・記載事項

1. 報道機関名

2. 氏 名

（ふりがな）

（人 数）

3. 連絡先

・電話番号：

・FAX番号：

※1. 下記宛先までFAXにて送付いただけますようお願い致します。

■宛 先：企画部 広域計画課 地方計画第一係

■FAX：048-600-1373

■期 限：令和2年9月15日（火）15時まで